

2017年11月18日、本研究プロジェクトは、アメリカ合衆国と韓国からゲストをお招きし、基底法文化に関するワークショップを開催しました。アメリカ合衆国からは、基調報告者として Tulane University School of Law から Colin CRAWFORD 教授が参加され、韓国からは、コメンテーターとして慶熙大学法科大学院 (Kyung Hee University Law School) の TSCHE Kwang Jun 教授と、漢陽大学法科大学院 (Hanyang University Law School) の KIM Chadong 教授の参加を得ました。

このワークショップの目的は、グローバル化する社会において、法規範や法制度が多様性をもって存在している状況について、アメリカ、韓国そして日本という異なる法域の法律家が議論を交わすことによって、多様性顕出それ自体の視点を得ようとするものでした。つまり私たちは、一般論として、それぞれに異なる法文化を背景として有しているということは理解していますが、それが他の法文化とどのように異なるのかは、まさしく比較をしなければ分かりません。しかしながら、そこで問題となるのは、何を比較の対象とし、どのように比較するかによって、異なる法文化間の混乱を助長するステレオタイプの理解（あるいは誤解）を生み出してしまいかねない、という方法論的問題です。

そこで、今回は、アメリカの法律家でありながら、日本を含むアジア法実務の経験もある Crawford 教授から“Reflections to Cross-cultural Approaches to Legal Reasoning and Practice: Examples and New Approaches”と題する基調報告をいただき、これをもとに、韓国と日本の法律家を加えて議論を行うということとしたものです。

Crawford 教授の報告は、3つの日本・日本法に関する個人的体験の紹介を導入としていました。1つは、「和室」を舞台として撮影された小津安二郎監督の映画が、極めて低いアングルから撮影されたものであり、もっぱらアメリカで生活してきた自分からすると、そこに何か特別な意味があるかのように感じられつつも、それが何かを理解できなかったという経験。2つは、28歳当時若手の弁護士として日本の法律事務所に勤務していた際に、多国展開する日本企業の契約書が英語で書かれていることについて、日本人パートナーから「英語の方が厳密な言語だから」と説明を受けたという経験。3つは、日本では法律事務所が極めて小規模である一方で、政府や企業に法学教育を受けた人が極めて多いことに驚いたという経験でした。

これらの経験は、私たちには逆の驚きを提供します。もちろん、法律の専門家にとっては、2つめと3つめの経験は、おそらく既に「自らも経験したこと」「何度も聞いたことのあること」であり、その意味ではよく知られ、「ステレオタイプのされた」差異であるともいえます。しかしながら、最初の指摘は、少なくともこのワークショップの日本人参加者には、新鮮な驚きを提供しました。つまり、「和室」の畳みの上で生活しているシーンがロー・アングルのカメラで撮影されていることは、その生活をしている者にとっては、ごく当たり前の日常です。もちろん、小津監督ならではのカメラワークや美学という要素はありますが、そのカメラの視線は、まさしく、日常の自分たちの視線だからです。

ここから気づかされたことは、私たちは、いわばステレオタイプ化された差異理解に捕らわれがちであるという、それ自体当たり前の事柄でした。しかしながら、法文化を比較しようとするときに、私たちがこのステレオタイプ理解から離れることは極めて困難なことでもあるように思われます。アメリカの法律家が「アジア」について、集団主義や儒教文化の影響が強いと述べることをステレオタイプの理解であると批判することは容

易ですが、実は、私たちが「アメリカの法律家もつアジア観」と考えているものもまた、しばしば、ステレオタイプの理解であることを見過ごすことはできません。

Crawford 教授の報告内容と2人のコメンテーターのコメントは、近く論文の形で公開される予定ですので、その詳細について言及することは避けませんが、教授が間文化的（cross-cultural）アプローチで紛争解決を考える例として、アメリカ先住民間（Hopi と Navajo）の紛争とイギリスにおけるシャリア法を検討したこと、アメリカと中国の企業間契約を入口に謝罪（apology）の意味を論じられたことは、ここでご紹介しておきたいと思います。

討論では、フロアから参加されたイギリス人法律家を加え、アメリカ・韓国・日本・イギリスの文脈における「謝罪」の意味と機能について、興味深い議論がなされました。そこでは、近時の企業不祥事において、「誰が」「どのタイミングで」謝罪したかが事例として提示され、それが民事・刑事の法的責任追及制度と密接に関連しているというステレオタイプの理解では不十分であり、謝罪そのものが文化的にどのように位置付けられる行為なのかという文脈的理解が必要であるという議論が展開されたところです。たとえば、一口に謝罪といっても、紛争処理交渉の前提としてまず謝罪が必要とする文化、謝罪は紛争処理の出口としてなされるべきものとする文化、組織トップがまず謝罪すべきと考える文化、組織トップは軽々に謝罪すべきではないとする文化など様々な違いが、事例と共に議論されました。

1日の報告と討論を経て、ステレオタイプの法文化差異論を越えるためには、各論的対話が重要であるということが、参加者の共通理解となりました。また、次のステップとして、各論的テーマの継続的検討に加え、Crawford 教授が示された仲裁と調停の融合型紛争解決（“med-arb”）等の制度的基盤の検討も必要となることが合意され、早速、次回のワークショップを2018年2月に韓国で開催することを約して散会しました。